

## 論文

## 国立公文書館所蔵裁判文書の検索手段に関する研究

寺澤 正直

## はじめに

本研究は、独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）所蔵の裁判文書の利用者が、より容易に希望する資料を特定できる検索手段について明らかにすることを目的としている。

館は、最高裁判所と、高等裁判所及び地方裁判所等を含む下級裁判所が保存していた裁判文書を所蔵している。本研究では、それらの裁判文書の中で、民事事件を扱った裁判文書（以下「裁判文書」という。）を対象としている<sup>1</sup>。令和7（2025）年現在、その来歴の違いから、これらの裁判文書は「裁判文書（司法府より移管）」と「民事判決原本（国立大学より移管）」の2つの資料群で編成している。また、これらの資料群は、司法文書の中に編成される資料群であり、令和7（2025）年における資料群の規模を把握するため、各資料群に含まれる簿冊件数を取りまとめると表1のとおりとなる。

表1 館所蔵裁判文書の簿冊件数（令和7（2025）年10月現在）

資料群	簿冊件数
司法文書	
司法行政文書	1, 819
<u>裁判文書（司法府より移管）</u>	<u>25, 147</u>
<u>民事判決原本（国立大学より移管）</u>	<u>36, 624</u>
刑事参考記録	4
軍法会議関係文書	1, 245

※下線は、本研究で対象とする資料群を示している。

館所蔵資料全体の簿冊件数は、全体で約175万件<sup>2</sup>、本研究で対象とする裁判文書は表1の下線の合計で約6万件であり、館所蔵資料全体の約3.5%を占める<sup>3</sup>。これらの多くは、利用制限の区分が「要審査」の簿冊である。また、令和7（2025）年現在、資料群「裁判文書（司法府より移管）」に含まれる簿冊件数は、資料群「民事判決原本（国立大学より移管）」に含まれる簿冊件数より1万件程度少ないが、資料群「裁判文書（司法府より移管）」は過去5年間の平均をみると、毎年度1,600簿冊件数程度の移管を受け入れている<sup>4</sup>。その傾向が続けば、約8年後には、資料群「裁判文書（司法府より移管）」の簿冊件数が、資料群「民事判決原本（国立大学より移管）」の簿冊件数を上回る見込みである。

最高裁判所からの移管は「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成21年8月5日内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ）の実施について」（令和6年1月30日内閣府大臣官房長・最高裁判所事務総局秘書課長・同総務局長申合せ）に基づいて行われる。本申合せの中で、裁判所から移管すべき裁判文書として、次の3つが示されている<sup>5</sup>。

- ① 民事事件の判決の原本及びその附属書類であつて、保存規程<sup>6</sup>第4条に規定する保存期間が

満了したもの

- ② 民事事件の事件記録及び事件書類〔略〕であって、保存規程第4条に規定する保存期間が満了し、かつ、保存期間の満了の後も事件記録等の特別保存に関する規則〔略〕に基づき史料又は参考資料となるべきものとして保存されているもの
- ③ 裁判所法〔略〕の施行の日〔略〕前に備え付けられた裁判所の事件に関する事項を登載する帳簿及び諸票であって、裁判所の定める保存期間が満了したもの

近年の裁判文書に係る動向として、民事裁判手続きのデジタル化が挙げられる。「民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和7年法律第47号）」が令和7（2025）年5月に制定され<sup>7</sup>、その検討過程で、有識者からなる民事判決情報データベース化検討会が作成した『民事判決情報データベース化検討会報告書』によると、改正民事訴訟法施行後に生成される電子判決書はデータ形式で保存されるとある<sup>8</sup>。また、民事裁判手続きのデジタル化を定めた改正民事訴訟法の施行は令和8（2026）年5月を予定している<sup>9</sup>。

本研究に関する先行研究は次のとおりである。第1に、館所蔵の裁判文書の受入れ、保存、利用に関する主な先行研究としては、梅原氏らの「国立大学からの民事判決原本の移管完了について：民事判決原本利用のための手引」<sup>10</sup>、新見氏の「裁判文書の公開と利用：国立公文書館への移管と公文書管理法施行の意義」<sup>11</sup>、山田氏の「国の機関における公文書の保存について」<sup>12</sup>がある。山田氏の先行研究の表2「裁判記録の保存制度と保存状況」では、民事訴訟事件の裁判記録を「訴訟記録」と「判決原本」に大別した上で、裁判記録の引継ぎや移管の経緯をまとめている<sup>13</sup>。

第2に、館所蔵資料の検索手段に関する先行研究としては、石崎氏の「国立公文書館におけるファミリーヒストリー調査者への検索支援に関する研究」<sup>14</sup>と西山氏の「国立公文書館所蔵の海軍人事関係等資料の検索手段」<sup>15</sup>がある。石崎氏の先行研究では、館所蔵の特定の資料群を対象とした調査者に対し、どのような検索支援を行っているかを、国際的な視点から、『Keeping Archives』<sup>16</sup>に掲載されるアーカイブズの検索手段の分類を用いて確認している<sup>17</sup>。具体的には表2のとおりである。

表2 『Keeping Archives』による検索手段の分類

No	類型	範囲	内容
1	一般ガイド	様々なアーカイブズ機関について	どのような資料を所蔵しているのか
2	検索手段のガイド	一つの機関について	検索手段のリストとその使い方
3	概要ガイド	一つの機関の所蔵資料全体について	来歴、成り立ち等、所蔵資料に関する概要の説明
4	目録	一つの機関の所蔵資料の部分について	作成機関又はシリーズ若しくはアイテム単位等での資料の記述
5	資料作成者による資料の管理記録	資料を作成した機関について	資料の登録簿、索引等、元は資料作成者のために作られたもの
6	索引及び特別なリスト	その他のカテゴリー又は選定された資料に対する補助的な検索手段	資料のテーマ、題目、機能等の視点から、目録とは別に作成されたもの
7	補助的な検索手段	よく利用されるテーマの利用について	テーマについてのガイド、資料の背景情報

※石崎氏の先行研究から転載。

表2の「一般ガイド」「検索手段のガイド」「概要ガイド」の類型は、機関としての館、又は館

所蔵資料全体を対象とした検索手段であり、石崎氏の先行研究で既に触れられている<sup>18</sup>。資料群「民事判決原本（国立大学より移管）」を対象とした、表2の「補助的な検索手段」の類型については、梅原氏らの先行研究の第4章において、「民事判決原本利用者へのガイド」<sup>19</sup>が確認できる。しかしながら、梅原氏らが提示するガイドは、平成24(2012)年時点の資料群や簿冊の構成、目録データベースであるデジタルアーカイブ（以下「DA」という。）の利用法等に留まる。また、司法部より移管された裁判文書についての案内が限定的である。令和7(2025)年現在、国立大学から館への民事判決原本の受入れが完了した平成22(2010)年度から15年が経過、最高裁判所からの受入れが始まった平成21(2009)年度から16年が経過し、それ以降の裁判文書の所蔵状況を踏まえた「補助的な検索手段」に関する研究は見当たらない<sup>20</sup>。

そこで、裁判文書の利用者が、より容易に希望する資料を特定できる検索手段について明らかにするため、本研究は次の手順で行う。第1章では、裁判文書を用いた研究を対象とした文献調査等を行い、利用者がどのように裁判文書や裁判事件を絞り込み、特定しているのかといった情報探索行動<sup>21</sup>と、そのような情報探索行動に応えるための方法を明らかにする。第2章では、第1章の結果を踏まえた上で、裁判文書に係る検索手段の提供状況を調査し、当該検索手段の課題を整理する。第3章では、第2章の結果から、館所蔵の裁判文書に係る検索手段の課題の改善方法について考察し、課題の改善に向けた提案を行う。

## 1 裁判文書の情報探索行動と検索項目

第1章では、次の2つの調査を行う。第1に、裁判文書を用いた研究を対象とした文献調査を行う。第2に、裁判事件の情報を提供するデータベースを対象としたウェブ調査を行う。

### 1.1 裁判文書を用いた研究

裁判文書を用いた研究は様々である。国立大学から館に民事判決原本が移管される際に期待される研究として、青山氏は、法学的な観点から、次の研究が可能ではないかと提案する。具体的には、①日本の司法制度、訴訟制度の成立・変容という観点からの研究、②民法や商法のような実体法の観点からする「生きた法」の研究、③法制史的関心からの研究、④歴史上の人物や郷土史に関する研究、⑤地域的な比較研究や統計的な調査の5つを挙げている<sup>22</sup>。また、新田氏らは「民事判決原本（国立大学より移管）」の利用の方法について、研究者であれば、「たとえばどこで保存していた何年ぐらいのもと、簿冊10冊とか20冊を通覧するという使い方が想定される」、実務者や一般の閲覧者であれば「ピンポイントで、「いついつのこの判決が見たい」という希望が出てくるのがまず想定される」と述べている<sup>23</sup>。さらに、国立大学から移管された民事判決原本だけでなく、館所蔵の裁判文書全体に対して、新見氏は、「国立公文書館に移管されている裁判文書は、その原本であり、判例集等に収録されていない裁判例や情報が記載されている点が注目される。」と述べている<sup>24</sup>。

本節では、館所蔵の裁判文書を用いた研究を対象とした文献調査を行い、その研究者の情報探索行動について確認する。文献調査の対象は、次の条件で設定した。第1に、国立大学からの民事判決原本の受入れが完了し、これらの資料への利用請求が可能となった平成23(2011)年4月から令和7(2025)年7月までに公表された文献とした。第2に、CiNii Research<sup>25</sup>を用いて検索キーワード「民事 AND 判決原本」「裁判文書」「訴訟記録」で検索した結果とした<sup>26</sup>。これらに該当す

る文献を、同一の研究者若しくは同一の研究テーマに取りまとめ、研究概要、対象とした裁判文書の範囲、裁判文書を用いるための基礎的な作業等を整理した。本調査の結果は、次のとおりである。

### (1) 大審院（民事）判決の基礎的研究

木村氏により平成23(2011)年から継続的に報告がなされている「大審院（民事）判決の基礎的研究」がある<sup>27</sup>。当該研究で、木村氏は、大審院の判決原本の分析によって、次の5点が明らかになると述べている。「①民集への登載／不登載の基準の解明」「②民集等に登載されている判決の復元」「③判決文の加筆／修正箇所等の解明」「④受命判事の特定」「⑤下級審判決の正確な捕捉」の5つである。当該研究で研究対象とする大審院判決原本は、古いもので大正10(1921)年<sup>28</sup>、新しいもので昭和10(1935)年<sup>29</sup>の判決原本である。その基礎的な作業として、判決原本に含まれる判決の件数、判決ごとに、「日付」「事件番号」「主文」「部」「受命」「事件名」「原審<sup>30</sup>」「掲載誌」の特定を行っている。

### (2) 京滋阪地域における代人に関する研究

三阪氏による「代人」に関する研究がある<sup>31</sup>。当該研究は、京都、滋賀、大阪地域における「代人」業を営んだと推測される人びとの活動が確認できる判決を研究対象としている。判決の抽出や確認には、国際日本文化研究センター提供の「民事判決原本」データベース（以下「日文研・民事判決原本DB」という。）を利用したことの記載がある<sup>32</sup>。同氏は、その基礎的な作業として、一定条件の代人が関与した裁判に対して、「原告・控訴人」「原告・控訴人代理」「被告・被控訴人・引合人・参加人」の特定を行っている。また、同氏による上記の研究を先行研究の一つとして用いた「明治前期日本における紛争解決」に関する研究がある<sup>33</sup>。その研究では、「一定の地域・事件類型等を定めて、判決原本レベルでの具体的な紛争実態を解明すること」を作業の柱の1つに掲げている<sup>34</sup>。

### (3) アイヌ社会における近代法の伝播等に関する研究

岡崎氏によるアイヌ社会における近代法の伝播・展開過程の解明に関する研究がある<sup>35</sup>。当該研究では「特に明治～大正期の北海道先住民アイヌ社会における近代法の伝播と展開、およびそれに対するアイヌ社会の反応を、民事裁判記録をはじめとする法律文書を通じて明らかにすること」を目的としている。当該研究の論点の1つに「北海道における内地からの移民とアイヌとの間に生じた法的紛争の内容や傾向、時期・地域的特徴」があり、2023年度の実施状況報告書によれば、「当該時期に実施された民事裁判の基本情報のデータベース化と内容分析を進めることができた」との記載がある<sup>36</sup>。

### (4) 芸娼妓関係判決に関する研究

村上氏による芸娼妓関係判決についての芸娼妓関係大審院判決一覧と、その判決例の翻刻がある<sup>37</sup>。これらは、裁判文書を研究に用いるための基礎的な作業にあたる。前者の芸娼妓関係大審院判決一覧では、芸娼妓に関する大審院の判決一件につき、「事件名」「事件番号判決年月日」「控訴審裁判所判決年月日」「初審裁判所判決年月日」「備考（掲載判例集）」の5つの項目を調査し、判決言渡年月日順に列挙している。同氏は、これまでに、日文研・民事判決原本DBから芸娼妓に関

する下級審裁判所の裁判例を紹介する作業を行ってきたこと、の記載がある<sup>38</sup>。

#### (5) 労働法的規制に関する研究

石田氏による「雇用によらない働き方」の歴史的位置と労務供給契約に対する労働法的規制の課題に関する研究がある。その研究の第1段階として、「明治前期における労務供給契約に対する法規制の実相を民事判決原本の「雇人」に関する下級審判決を素材に明らかに」するとの記載がある<sup>39</sup>。2023年度の研究成果報告書によれば、明治前期における「直接雇用の成員によってのみ構成される企業組織」の下での労務供給契約に対する法規制の実相を明らかにする際に、日文研・民事判決原本DBの検索タイトル「雇人」に関する下級審判決を主な素材にしたことの記載がある<sup>40</sup>。

#### (6) 親権・戸主権濫用判決に関する研究

宇野氏による親権・戸主権濫用判決を対象とした研究がある<sup>41</sup>。その研究の調査対象の1つとして、日文研・民事判決原本DBだけではなく、当館所蔵の裁判文書を用いたとの記載がある。2021年度の実施状況報告書によれば、「国立公文書館が保存する下級裁判所民事判決原本のうち、『人事判決原本』や親権濫用判決、家督相続人廃除請求訴訟等について分析を進めた。」とあり、「民事判決原本のうち原本のタイトルに「人事判決」「人事事件」等を含む人事訴訟に関する簿冊が999冊確認できた」との記載がある<sup>42</sup>。また、2023年度の実施状況報告書によれば、「国立公文書館で所蔵されている親権濫用判決で閲覧可能な原本18件について分析に取り組んだ。」「未公開の下級裁判事例を収集することができた。」との記載がある<sup>43</sup>。

#### (7) 「世帯」の家族法史に関する研究

宇野氏による「世帯」の家族法史に関する研究がある<sup>44</sup>。2022年度の研究成果報告書によれば、「明治民法施行以前における下級裁判所民事判決原本データベースを利用し、刊行されていない民事判決を蒐集、分類して分析を行う。」「大審院判決や明治民法施行後の裁判例については判決録および国立公文書館所蔵の民事判決原本等を利用して分析する。」とある。研究成果では、「明治前部下級審における民事判決原本を素材として、「分家」、「相続」、「隠居」、「扶養」ないし家族と「雇用」をめぐり訴訟を蒐集・分析し」たことの記載がある<sup>45</sup>。

#### (8) 雇用契約に関する研究

宇野氏による雇用契約に関する研究がある<sup>46</sup>。2015年度の研究成果報告書によれば、明治前期雇用関係訴訟の態様の解明にあたり、日文研・民事判決原本DBを用いて、事件名に「雇／被雇」「奉公」「弟子」「徒弟」「給金」「給料」等が含まれる事案を分析したとの記載がある<sup>47</sup>。また、明治10年代の小学校教員の雇用契約に焦点をあてた研究では、その基礎的な作業として、日文研・民事判決原本DBを用いて、「教員給料」の語を含む裁判例一覧を作成している。当該一覧の作成にあたり、判決ごとに「年月日」「判決裁判所」「訴訟事件名」「原告」「被告」「判決概要」の特定を行っている<sup>48</sup>。

## 1.2 裁判事件の情報を提供するデータベース

本節では、裁判文書の利用者の情報探索行動に応える方法を明らかにするため、裁判事件の情報を提供するデータベースを対象としたウェブ調査を行う。本調査で対象とするデータベースは、裁判所が提供する『裁判例検索』と、日文研・民事判決原本DBの2種類とした。前者は国立国会図書館のリサーチ・ナビの「日本-判例等リンク集」で紹介されるデータベースの1つである<sup>49</sup>。後者は前節の文献調査の結果からも明らかのように、裁判資料を対象とした研究者に、よく用いられるデータベースの1つである。各データベースの概要、検索項目、各項目の値と入力方法、次のとおりである。

### (1) 裁判所提供の「裁判例検索」

裁判例検索は、裁判所のウェブサイトで提供される裁判例を検索することのできるデータベースである<sup>50</sup>。裁判例検索では、最高裁判所判例集、高等裁判所裁判集、下級裁判所判例速報、行政事件裁判例集、労働事件裁判例集、知的財産裁判例集の6種類の判例集又は速報に区分されて掲載される<sup>51</sup>。本データベースに収録される判例の範囲は判例集の種別ごとに記載され、最高裁判所判例集であれば、「最近の主な最高裁判所の判決等や、最高裁判所民事判例集及び最高裁判所刑事判例集並びに最高裁判所裁判集民事及び最高裁判所裁判集刑事に登載された判決等が掲載」とある。また、本データベースには、予め、全ての判決が掲載されていないことの説明がなされている<sup>52</sup>。なお、各裁判所の判例集で、過去に紙媒体で公表されたものであっても、近年ではデジタル化が進み、その内容を確認することができる<sup>53</sup>。

裁判例検索に掲載される6種類の判例集別の検索項目を確認した結果は表3のとおりである。

表3 裁判例検索で設定される検索項目

検索項目	最高裁判所判例集	高等裁判所判例集	下級裁判所裁判例速報	行政事件裁判例集	労働事件裁判例集	知的財産裁判例集
全文検索	○	○	○	○	○	○
裁判年月日	○	○	○	○	○	○
事件番号	○	○	○	○	○	○
判例集、巻・号・頁	○	○	—	—	—	—
裁判集 号・頁	○	—	—	—	—	—
民刑区分	○	—	—	—	—	—
法廷名	○	—	—	—	—	—
裁判種別	○	—	—	—	—	—
事件名	○	○	—	○	○	—
事件種別	—	—	—	○	—	—
結果	○	—	—	—	—	—
原審裁判所名	○	—	—	—	—	—
原審裁判年月日	○	—	—	—	—	—
参照法条	○	—	—	—	—	—
裁判所名	—	○	○	○	○	○
権利種別	—	—	—	—	—	○
訴訟類型	—	—	—	—	—	○

※「○」検索項目の設定有、「—」検索項目の設定無

表3を判例集別にみると、最高裁判所判例集は、13の検索項目が用意され、他の判例集の検索項目に比べて多い状況にある。具体的には、「裁判集 号・頁」「民刑区分」「法廷名」「裁判種別」「結果」「原審裁判所名」「原審裁判年月日」「参照法条」が、最高裁判所判例集にのみ設定された検索項目であることが確認できた。また、表3を検索項目別にみると、多くの判例集で用意されている検索項目として、「全文検索」「裁判年月日」「事件番号」「裁判所名」「事件名」が確認できる。これらの検索項目の値と入力方法は表4のとおりである。

表4 裁判例検索で設定される検索項目の値と入力方法

検索項目	検索項目の値と入力方法
全文検索	テキストを入力
裁判年月日	期日指定と期間指定を選択。元号、年、月、日を選択
事件番号	元号、年、符号 <sup>54</sup> を選択。番号を入力
事件名	テキストを入力
裁判所名	裁判所名のテキストを入力。裁判所の種別を選択。支部のテキストを入力

表4から確認できる特徴は次のとおりである。「裁判年月日」及び「事件番号」では和暦のみ用いることができること、「裁判所名」を特定するための情報の1つに「裁判所の種別」があり、この値は、「最高」「高等」「地方」「家庭」「簡易」の5つから選択することができること、等が確認できる。

## (2) 国際日本文化研究センター提供の「民事判決原本」データベース

日文研・民事判決原本DBは、明治初期の民事判決原本を検索でき、その画像データを閲覧することのできるデータベースである<sup>55</sup>。本データベースは、各高等裁判所の所在地の「国立大学」「保管大学」「保管裁判所」「簿冊一覧」「簿冊内表示」の順に、絞り込みが可能な構成となっている。その他に、本データベースは、キーワード検索による絞り込みが可能となっている。本データベースで設定される検索項目と、その検索項目が扱う値と入力方法は表5のとおりである。

表5から、日文研・民事判決原本DBでは、全ての検索項目において、テキストの入力を求めていることが確認できる。また、裁判所については、「保管裁判所」と「判決裁判所」の2種類の検索項目が用意されている。検索項目の値に着目すると、「簿冊番号」「事件番号」「裁判年月日」の検索項目では、本データベースの利用案内を確認することなしに、データベースで使用可能な値を推測しにくいデータ規則となっている。

表5 日文研・民事判決原本 DB で設定される検索項目の値と入力方法

検索項目	構成	検索項目の値と入力方法
保管裁判所	保管裁判所	テキストを入力
簿冊表紙	簿冊一覧	テキストを入力
簿冊番号	簿冊一覧	国立大学が付与した8桁の番号(例:60000001)をテキストで入力
表題	簿冊内表示	テキストを入力
事件番号	簿冊内表示	元号を西暦、番号部分を5桁の算用数字に置き換えた番号(例:1886年控訴第00001号)をテキストで入力
事件名	簿冊内表示	テキストを入力
原告	簿冊内表示	テキストを入力
原告代理人	簿冊内表示	テキストを入力
被告	簿冊内表示	テキストを入力
被告代理人	簿冊内表示	テキストを入力
訴訟関係人	簿冊内表示	テキストを入力
裁判官	簿冊内表示	テキストを入力
裁判年月日	簿冊内表示	元号を西暦に変え、月日は4桁の数字で置き換えた数字(例:18881204)をテキストで入力
判決裁判所	簿冊内表示	テキストを入力
備考	簿冊内表示	テキストを入力
人名	簿冊内表示	テキストを入力

### 1.3 小括

第1章では、裁判文書の利用者が、より容易に希望する資料を特定できる検索手段について明らかにするため、第1節で裁判文書を用いた研究を対象とした文献調査を実施し、第2節で裁判事件の情報を提供するデータベースを対象としたウェブ調査を実施した。

第1節の文献調査の結果から、日文研・民事判決原本 DB に収録されている裁判文書については、同データベースを利用して研究が行われていること、同データベースに収録されていない裁判文書については、館への利用請求等を行い、利用していることが確認できた。また、多くの研究者は裁判文書を検索するにあたり、各裁判所で管理していた簿冊を探すのではなく、裁判事件を特定した上で、それに係る文書を探すといった情報探索行動を行っていることが確認できた。第1節の文献調査の結果から、裁判文書の情報探索行動を表6のように整理することができる。

表6 情報探索行動

No	情報探索行動
行動1	保存裁判所又は判決裁判所の情報から、地域で裁判事件を絞り込む
行動2	判決又は裁判文書の完結年月日の情報から、年代域で裁判事件を絞り込む
行動3	事件名に含まれるキーワードから、裁判事件を絞り込む
行動4	裁判所、事件番号、事件名、判決年から裁判事件を特定する
行動5	特定した裁判事件に係る異なる種別の裁判文書(例、判決の原本、事件記録及び事件書類)を特定する
行動6	特定した裁判事件に係る原審の判決を特定する

第2節の裁判事件の情報を提供するデータベースを対象としたウェブ調査の結果から、2つのデータベースで共通する検索項目として、「裁判年月日」「事件番号」「事件名」「裁判所名」の4つの検索項目を確認することができた。「裁判所名」については、日文研・民事判決原本DBの調査結果に留まるが、表5の調査結果から、「保管裁判所」と「判決裁判所」の2種類の検索項目が用意されていることを確認できた。また、裁判例検索の調査結果に留まるが、「裁判所名」の検索項目は1種類のみ設定されているが、最高裁判所の判例集のみ、検索項目として「原審裁判所名」が提供されていることを確認できた。

## 2 国立公文書館所蔵裁判文書の検索手段の提供状況

第2章では、第1章の結果を踏まえた上で、裁判文書に係る検索手段の提供状況を調査し、当該検索手段の課題を整理する。

本調査で対象とする検索手段は次のとおりである。館では「特定歴史公文書等の目録に関する基本的な考え方（令和2年2月17日館長決定）」に基づき、目録の作成を行う<sup>56</sup>。また、その目録情報のデジタル化にあたって、館は「国立公文書館EAD定義」を作成している<sup>57</sup>。図1は、館DAにおける「資料種別：公文書等（行政文書、司法文書、法人文書、寄贈・寄託文書）」のデータ構成のイメージ<sup>58</sup>であり、館DAでは、「対象となるデータの構成」として、資料群データ、目録データ（簿冊・件名）に大別している。本調査ではこれらの資料群<sup>59</sup>、簿冊目録、件名目録を対象とする。なお、これらは、表2の『『Keeping Archives』による検索手段の分類』の4番目の検索手段である「目録」にあたる。

また、本調査では、第1章の結果から、「裁判所を特定する情報」「年月日を特定する情報」「裁判事件を特定する情報」「裁判事件の種別を特定する情報」について焦点を絞り、それらの情報が、資料群、簿冊目録、件名目録といった検索手段で、どのように提供されているのかを調査する。

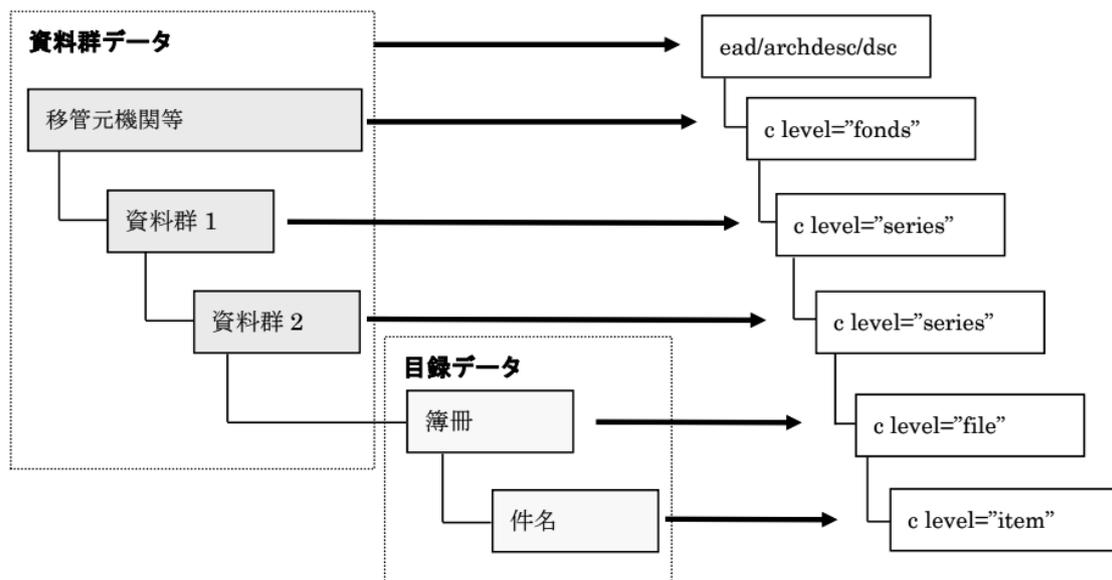


図1 館DAにおける記述レベル別のデータ構成イメージ

## 2.1 裁判所を特定する情報

館DAの目録で提供される裁判所を特定する情報について調査する。第1に、その事前調査として、裁判所の裁判権と管轄地区について、関連する法律を概観する。令和7(2025)年現在、日本国憲法第76条に「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」と規定されている。また、裁判所法(昭和22年法律第59号)において、日本国憲法に定める最高裁判所及び下級裁判所について規定されている。同法第2条に「下級裁判所は、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所とする。」と規定され、他の条文に裁判所の裁判権等が規定されている。さらに、各裁判所の管轄区域については、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和22年法律第63号)で規定されている。なお、日本国憲法制定前では、裁判所構成法(明治23年法律第6号)において、各裁判所の裁判権が規定されている。これらのことから、裁判所によって裁判事件を絞り込むことは、その裁判所の管轄区域で裁判事件を絞り込むだけでなく、各裁判所の裁判権の範囲で絞り込むことにつながる事が分かる。

第2に、具体的な記述例を対象として、館DAの目録で提供される裁判所に関する情報について確認する。館DAで裁判所名の記述が確認できる目録の項目は、①資料群のタイトル、②簿冊目録の作成・取得部局、③件名目録の作成・取得部局の3つである。表7は、上記①から③の情報が全て異なる事例を選定して示したものである。表7の情報から、利用者は最高裁判所が審議した「離縁請求事件」で、その最初に下した判決原本が、山口地方裁判所により、簿冊標題「民事・人事・行政・再審第一審判決原本 自昭和39年1月5日至昭和39年7月26日確定」の簿冊に綴られていること、資料群「広島高等裁判所」に、山口地方裁判所で作成した簿冊が含まれていることを確認できる。なお、裁判文書を保存する裁判所について、事件記録等保存規程の第3条に「事件記録[略]及び事件書類は、特別の定めがある場合の他、当該事件の第一審裁判所で保存する。」とある<sup>60</sup>。

表7 記述レベル別にみる「裁判所」に係る記述例

記述レベル	項目	記述
資料群	タイトル	司法文書
資料群	タイトル	裁判文書(司法府より移管)
資料群	タイトル	広島高等裁判所
簿冊目録	簿冊標題	民事・人事・行政・再審第一審判決原本 自昭和39年1月5日至昭和39年7月26日確定
	作成・取得部局	山口地方裁判所
件名目録	件名	離縁請求事件
	作成・取得部局	最高裁判所第1小法廷

※下線は、裁判所の情報を示している。

第3に、館DAの目録で提供される裁判文書の資料群「裁判文書(司法府より移管)」「民事判決原本(国立大学より移管)」に含まれる資料群の整備状況を調査する。図2は館DAの資料群階層の中で資料群「司法文書」を展開した画面である。

図2の中で、丸に「+」又は「-」の表記が示される資料群は、その下位に資料群が設定されていることを示している。図2では資料群「民事判決原本(国立大学から移管)」の下位にある資料群「東京高等裁判所」の下位の資料群のみを展開させている。図2から、資料群「民事判決原本(国立大学から移管) > 各高等裁判所」の下位に個別の裁判所名をタイトルとした資料群が編成されて



図2 資料群の階層構造を表示する画面

いることが確認できる。それに対して、資料群「裁判文書 (司法府より移管) > 各高等裁判所」の下位に、個別の資料群が編成されていないことを確認できる。

また、資料群「民事判決原本 (国立大学から移管) > 各高等裁判所」の下位には、その所管区域に含まれる「高等裁判所」と「各地方裁判所」をタイトルとした資料群が編成される。前者の高等裁判所の事例として、資料群「民事判決原本 (国立大学から移管) > 東京高等裁判所 > 東京高等裁判所」に含まれる簿冊を一望すると、東京高等裁判所だけでなく、その前身である東京控訴院に関する簿冊も、当該資料群に含まれている。後者の地方裁判所の事例として資料群「民事判決原本 (国立大学から移管) > 東京高等裁判所 > 東京地方裁判所」に含まれる簿冊を一望すると、東京地方裁判所だけではなく、簡易裁判所、家庭裁判所といった高等裁判所以外の裁判所に係る簿冊が確認できる。さらに、それらの前身である区裁判所を確認できる。

一方、資料群「裁判文書 (司法府より移管) > 各高等裁判所」の下位に資料群が設定されていない。これらの資料群のタイトルは適切か、その下位に新たな資料群を設定するかを検討するための基礎的な調査として、資料群「裁判文書 (司法府より移管) > 各高等裁判所」ごとに含まれる簿冊を対象として、高等裁判所及びその前身にあたる控訴院に係る簿冊がどの程度含まれているかを調査した。本調査の結果は表8のとおりである。なお、資料群「最高裁判所」「民事訴訟法成立 (明治23年) 以前」「新規公開」は、本調査の対象外とした。

表8から、資料群「裁判文書 (司法府より移管) > 各高等裁判所」の中で、作成・取得部局に「高等裁判所」及び「控訴院」を含む簿冊件数が最も多い資料群は資料群「裁判文書 (司法府より移管) > 東京高等裁判所」で、「高等裁判所」及び「控訴院」の語句を含む簿冊件数の合計は454件、総簿冊件数5,417件に占める割合は、8.38%であることが確認できた。

表8 資料群名称と作成・取得部局の状況

資料群	総簿冊件数	作成・取得部局に下記の語句を含む簿冊件数	
		高等裁判所	控訴院
司法文書	-	-	-
裁判文書(司法院より移管)	-	-	-
東京高等裁判所	5,417	446	8
大阪高等裁判所	3,177	111	67
名古屋高等裁判所	2,312	161	35
広島高等裁判所	2,582	97	3
福岡高等裁判所	2,437	91	7
仙台高等裁判所	3,520	129	12
札幌高等裁判所	1,183	65	14
高松高等裁判所	1,138	44	0

## 2.2 年月日を特定する情報

館DAの目録で提供される年月日を特定する情報について調査する。館DAで年月日の記述が確認できる目録の項目としては①資料群の年月日、②簿冊目録の年月日、③件名目録の年月日の3つである。これらの項目以外に、簿冊目録の簿冊標題の中で、また件名目録の関連事項の中で、年月日に係る情報の記述が確認できる場合がある。

第1に、具体的な記述例を対象として、館DAの目録で提供される裁判所に係る情報について確認する。表9は、件名目録が作成されている場合の事例である。

表9 記述レベル別にみる「年月日」に係る記述例

記述レベル	項目	記述
資料群	タイトル 年月日	司法文書(司法院より移管) 1870(明治3) - 1967(昭和42)
資料群	タイトル	高松高等裁判所
簿冊目録	簿冊標題 請求番号 年月日	民事第一審判決原本(ワ) 自昭和31年1月7日至昭和31年12月29日確定 平27裁判01589100 昭和31年01月07日 - 昭和31年12月29日
件名目録	件名 件名番号 年月日 関連事項	債務不存在確認並抵当権設定登記抹消手続請求事件 062 昭和31年08月22日 昭31ワ90 昭和31年7月13日判決言渡

※下線は、裁判文書に係る年月日の情報を示している。

表9の情報から、利用者は昭和31年7月13日に判決言渡しがなされ、同年8月22日に終了した「債務不存在確認並抵当権設定登記抹消手続請求事件」の判決原本が、簿冊標題「民事第一審判決原本(ワ) 自昭和31年1月7日至昭和31年12月29日確定」の簿冊に綴られていることを確認できる。

第2に、資料群「裁判文書(司法院より移管)」「民事判決原本(国立大学より移管)」内の資料群の年月日について調査する。本調査の範囲で、年月日の記述が確認できるものは、資料群「裁判

文書（司法府より移管）」の「1870(明治3)－1967(昭和42)」<sup>62</sup>と資料群「民事判決原本（国立大学より移管）」の「－1943(昭和18)」<sup>63</sup>のみであった。それらの下位資料群に、新たに年月日を記述するかを検討するための基礎的な調査として、各資料群に含まれる簿冊の作成・取得年月日の最小値と最大値を調査した。本調査の結果は表10のとおりである。

表10 各資料群に含まれる簿冊の作成・取得年月日の値域

資料群	作成年月日（最小値）	作成年月日（最大値）
司法文書	－	－
裁判文書（司法府より移管）	－	－
最高裁判所	明治08年7月	昭和47年
東京高等裁判所	明治06年	昭和42年11月28日
大阪高等裁判所	明治03年	昭和50年
名古屋高等裁判所	明治07年01月	昭和47年08月24日
広島高等裁判所	明治07年04月05日	昭和42年10月29日
福岡高等裁判所	明治04年	昭和42年12月
仙台高等裁判所	明治05年	昭和42年12月07日
札幌高等裁判所	明治12年	昭和42年12月15日
高松高等裁判所	明治06年	昭和42年11月07日
民事訴訟法成立（明治23年）以前 新規公開	明治09年 明治10年	明治25年 昭和50年
民事判決原本（国立大学より移管）	－	－
東京高等裁判所	明治03年	昭和19年
大阪高等裁判所	明治11年	昭和18年12月
名古屋高等裁判所	明治23年01月	昭和32年12月
広島高等裁判所	明治03年	昭和18年12月29日
福岡高等裁判所	明治08年01月	昭和18年12月
仙台高等裁判所	明治03年	昭和29年12月
札幌高等裁判所	明治24年	昭和19年
高松高等裁判所	明治15年01月	昭和19年
民事訴訟法成立（明治23年）以前	明治03年	昭和18年12月

表10から、「作成年月日（最小値）」で最も大きい値は、資料群「民事判決原本（国立大学より移管）」>札幌高等裁判所の「明治24年」であり、資料群「裁判文書（司法府より移管）」「民事判決原本（国立大学より移管）」によらず、全ての資料群「各高等裁判所」において、明治24年以前に作成・取得した簿冊が含まれていることが確認できる。

### 2.3 裁判事件を特定する情報

館DAの目録で提供される裁判事件を特定する情報について調査する。第1に、具体的な記述例を対象として、当該情報について確認する。表9は、件名目録が作成されている場合の事例である。表9に含まれる情報から、利用者は事件名「債務不存在確認並抵当権設定登記抹消手続請求事件」、事件番号「昭31ワ90」、判決年月日「昭和31年7月13日」の裁判事件に係る判決原本が、簿冊「民事第一審判決原本（ワ）自昭和31年1月7日至昭和31年12月29日確定」に綴られていることを確認できる。館DAでは、判決原本を中心に件名目録で裁判事件を記述する場合がある<sup>64</sup>。「特定歴史公文書等の目録に関する基本的な考え方」では、件名の作成について「利用上の便宜等に鑑み、簿冊等を構成する文書のうち、完結した1件の文書である「件名」単位で、目録を必要に応じて作

成することができる。」とあり、全ての簿冊目録に対して、件名が作成されているとは限らない<sup>65</sup>。そこで、裁判文書における件名が作成されている簿冊件数を調査した。本調査の結果は表 11 のとおりである。

表 11 件名目録の作成状況

資料群	総簿冊 件数	件名有の 簿冊件数	件名有の 簿冊の割合	総件名 件数	件名件数 の平均
	(A)	(B)	(B/A)	(C)	(C/B)
司法文書	-	-	-	-	-
裁判文書（司法府より移管）	-	-	-	-	-
最高裁判所	2,025	21	1.04%	1,039	49.5
東京高等裁判所	5,417	11	0.20%	529	48.1
大阪高等裁判所	3,177	4	0.13%	466	116.5
名古屋高等裁判所	2,312	1	0.04%	3	3.0
広島高等裁判所	2,582	4	0.15%	279	69.8
福岡高等裁判所	2,437	1	0.04%	164	164.0
仙台高等裁判所	3,520	2	0.06%	65	32.5
札幌高等裁判所	1,183	0	0.00%	0	0.0
高松高等裁判所	1,138	1	0.09%	99	99.0
民事訴訟法成立 [略] 以前 新規公開	6 1,350	0 0	0.00% 0.00%	0 0	0.0 0.0
民事判決原本（国立大学 [略]）	-	-	-	-	-
東京高等裁判所	7,665	11	0.14%	1,181	107.4
大阪高等裁判所	5,562	6	0.11%	610	101.7
名古屋高等裁判所	2,644	6	0.23%	512	85.3
広島高等裁判所	4,174	4	0.10%	463	115.8
福岡高等裁判所	2,960	0	0.00%	0	0.0
仙台高等裁判所	5,760	26	0.45%	2,118	81.5
札幌高等裁判所	1,896	2	0.11%	82	41.0
高松高等裁判所	1,659	3	0.18%	377	125.7
民事訴訟法成立 [略] 以前	4,304	5	0.12%	541	108.2
計	61,771	108	0.17%	8,528	79.0

表 11 から、裁判文書に係る件名目録の作成率は、全体で 0.17%、資料群別で最も多い資料群「裁判文書（司法府より移管）＞最高裁判所」であっても 1.04%であった。

## 2.4 裁判文書の種別を特定する情報

館 DA の目録で提供される裁判文書の種別を特定する情報を調査する。内閣府と司法府との申合せには、移管される文書として、3種類の文書が示されている<sup>66</sup>。具体的には「判決の原本及びその附属書類」「事件記録及び事件書類」「帳簿及び諸票」の3種類である。これらの裁判文書の種別に係る情報の提供を検討するための基礎的な調査として、資料群「裁判文書（司法府より移管）」「民事判決原本（国立大学より移管）」の下位に編成される各高等裁判所の資料群別に、「判決」「事件記録」「簿」のキーワードを簿冊標題含む簿冊がどの程度含まれるかを調査した<sup>67</sup>。本調査の結果は表 12 のとおりである。

表12 裁判文書の種別

資料群	総簿冊件数	簿冊標題に下記の語句を含む簿冊件数		
		判決	事件記録	簿
司法文書				
裁判文書（司法府より移管）				
最高裁判所	2,025	1,995	7	0
東京高等裁判所	5,417	2,909	1,071	745
大阪高等裁判所	3,177	1,605	28	1,137
名古屋高等裁判所	2,312	1,718	23	389
広島高等裁判所	2,582	1,434	3	896
福岡高等裁判所	2,437	1,166	0	571
仙台高等裁判所	3,520	1,934	198	1,202
札幌高等裁判所	1,183	849	0	297
高松高等裁判所	1,138	681	0	383
民事訴訟法成立 [略] 以前	6	2	0	0
新規公開	1,350	1,218	4	91
民事判決原本（国立大学より移管）				
東京高等裁判所	7,665	5,241	6	5
大阪高等裁判所	5,562	3,565	0	1
名古屋高等裁判所	2,644	2,534	0	0
広島高等裁判所	4,174	3,905	0	0
福岡高等裁判所	2,960	360	0	0
仙台高等裁判所	5,760	5,562	0	0
札幌高等裁判所	1,896	1,561	0	0
高松高等裁判所	1,659	1,574	0	0
民事訴訟法成立 [略] 以前	4,304	1,474	0	5
合計	61,771	41,287	1,340	5,722

表12から、資料群「民事判決原本（国立大学から移管）」に編成される簿冊で、簿冊標題に「事件記録」「簿」を含む簿冊が極めて少ないこと、資料群「福岡高等裁判所」を除いた資料群に編成される簿冊で、簿冊標題に「判決」を含む簿冊が多くを占めること、が確認できる。資料群「福岡高等裁判所」に含まれる簿冊の簿冊標題を一望したところ、簿冊標題に「裁判原本」を含む簿冊2,637件が確認でき、同資料群の全簿冊2,960件に占める割合は、89.0%であった。他の資料群の状況を踏まえると、これらの簿冊に判決原本が含まれると考えられる。

また、資料群「裁判文書（司法府より移管）」に編成される簿冊で、簿冊標題に「事件記録」「簿」を含む簿冊がいくつか確認できる。簿冊標題に「事件記録」を含む簿冊が最も多い資料群は、資料群「東京高等裁判所」であり、1,071件の簿冊が編成されていることを確認できた。そこで、簿冊標題に「事件記録」を含む簿冊を一望したところ、多くの場合、簿冊標題に裁判事件の事件番号が付されていることを確認できた。例えば、請求番号が「令1裁判00328100」の簿冊標題は「明治24年（ハ）第1号事件記録（寺島判事）」であり、その中に、事件番号である「明治24年（ハ）第1号」の記述を確認できる<sup>68</sup>。

さらに、簿冊標題に「簿」を含む簿冊が最も多い資料群は、資料群「仙台高等裁判所」であり、1,202件の簿冊が編成されていることを確認できた。そこで、簿冊標題に「簿」を含む簿冊を一望したところ、多くの場合「事件簿」の語句で使用されていることを確認できた<sup>69</sup>。

## 2.5 小括

第2章では、第1章で得られた裁判文書の利用者の情報探索行動に応えられる検索手段を検討するため、その基礎的な調査として、令和7(2025)年現在における裁判文書に係る検索手段の提供状況を調査した。本調査結果の一覧は表13のとおりである。表13の取りまとめにあたり、各課題に、通し番号を「No」で示し、「記述レベル」「課題の内容」をそれぞれに記載した。なお、「備考」には、課題を設定した根拠となる調査を行った節の番号を記載している。

表13 館所蔵の裁判文書に係る検索手段の提供に係る課題

No	記述レベル	課題の内容	備考
課題1	資料群	資料群のタイトルが、その資料群に含まれる簿冊を適切に表現していないこと、また、それらを補足する記述情報がないため、裁判所やその裁判所が所管する地域から裁判文書を絞り込みにくい。	2.1
課題2	資料群	来歴の違いにより資料群「裁判文書(司法府より移管)」と「民事判決原本(国立大学より移管)」に分けているが、それぞれの下位の資料群の編成が異なること <sup>70</sup> 、関連する資料群への情報提供がないことから、裁判所やその裁判所が所管する地域から裁判文書を絞り込みにくい。	2.1
課題3	資料群	資料群「民事訴訟法成立(明治23年)以前」は、それ以外の裁判所毎のまとまりとは異なること、また、それ以外の資料群の多くに明治23年以前の年月日の簿冊が含まれ、資料群のタイトルと内容に矛盾が生じていることから、裁判文書を絞り込みにくい。	2.1、 2.2
課題4	資料群、簿冊	資料群と簿冊の年月日の記載に矛盾が生じていることから、年代域で裁判文書を絞り込みにくい。	2.2
課題5	簿冊	簿冊に含まれる裁判文書の種別が、簿冊標題から特定しにくい。	2.4
課題6	簿冊、件名	裁判事件を特定できる件名目録が少ないため、簿冊の中での裁判事件が含まれているのか分からない。また、キーワードで裁判事件を特定することができない。	2.3
課題7	簿冊、件名	裁判事件を特定できる件名目録が少ないため、特定した裁判事件に係る別の裁判(例、一審、二審)の裁判文書を特定できない。また、特定した裁判事件に係る異なる種別の裁判文書(例、判決の原本、事件記録及び事件書類)を特定することができない。さらに、それらの裁判文書の所蔵の有無を確認することができない。	2.3、 2.4

## 3 考察

第1章及び第2章の調査結果を基に、裁判文書の利用者が、より容易に希望する資料を特定できる検索手段の整備方法について提案する。本提案では、既存の検索手段である資料群情報、簿冊目録、件名目録を対象とした。また、検索手段の整備は、多くの作業時間を必要とする作業も考えられることから、検索手段の整備方法の提案にあたり、段階的な整備について考慮した。

### 3.1 資料群情報（課題1から4に対する提案）

#### （1）裁判所による資料群の編成

第2章の調査結果から、裁判文書の資料群の編成には、利用者にとって資料群の編成を理解しにくく、資料群の概要が推測しにくい。そのため、裁判文書の利用者が、容易に希望する資料を特定しにくい状況となっている。これらの課題の軽減又は解決を狙いとして、次の対応が考えられる。

第1に、表13の課題1の対応として、資料群「民事判決原本（国立大学から移管）>各高等裁判所」及び「裁判文書（司法府より移管）>各高等裁判所」のタイトルに「管内」を追記する<sup>71</sup>。また、地方裁判所を資料群のタイトルに含む場合も、同様の対応が考えられる。第2に、表13の課題2の対応として、資料群「裁判文書（司法府より移管）>各高等裁判所」の直下において、資料群「民事判決原本（国立大学より移管）」と同様に、簿冊の作成・取得部局に記載の裁判所ごとに取りまとめた資料群を新たに設定し、該当する簿冊を編成する。第3には、表13の課題3の対応として、資料群「裁判文書（司法府より移管）>民事訴訟法成立（明治23年）以前」と「民事判決原本（国立大学より移管）>民事訴訟法成立（明治23年）以前」に含まれる簿冊を、適切な裁判所名を含む資料群に編成し、それぞれの資料群「民事訴訟法成立（明治23年）以前」を廃止する。この対応によって、「裁判文書（司法府より移管）」と「民事判決原本（国立大学より移管）」内の資料群が共通の考え方で編成され、適切なタイトルで記載されることになり、利用者が資料群の編成を理解しやすく、かつ資料群別の絞り込みが容易になる。

#### （2）資料群の記述

第2章の調査結果から、裁判文書の資料群の記述には、利用者にとって資料群の理解を助ける情報が少なく、裁判文書の利用者が、容易に希望する資料を特定しにくい状況となっている。これらの課題の軽減又は解決を狙いとして、次の対応が考えられる。

第1に、表13の課題1の「補足する記述情報がない」への対応として、「組織歴」「内容」の項目を記述する。特に、資料群「民事判決原本（国立大学より移管）」は、新たな受入れが発生することはないので、「追加受入」の項目に、その旨を記述する。第2に、表13の課題2の「関連する資料群への情報提供がない」への対応として、「裁判文書（司法府より移管）」と「民事判決原本（国立大学より移管）」に含まれる資料群で同一のものがある場合は、資料群「民事判決原本（国立大学より移管）」の「関連資料、参考文献」の項目と同様に、その下位の資料群間においても相互に「関連資料、参考文献」の項目を追記する。第3に、表13の課題4への対応として、各資料群の「年月日」の項目に、そこに含まれる簿冊目録の「年月日」との整合を確認した上で追記する。「年月日」の項目は、裁判文書の移管や調査が進むにつれて変化する可能性があるため、定期的に確認をする必要がある。

### 3.2 簿冊目録・件名目録（課題5から7に対する提案）

#### （1）件名目録の作成

第2章の調査結果から、裁判文書の簿冊目録及び件名目録の記述は、裁判事件の事件名で探索しにくく、裁判文書の利用者が、容易に希望する資料を特定しにくい状況となっている。特に、裁判事件に記述する件名目録の作成件数が少ないことが課題として挙げられる。この課題の解決又は軽減を狙いとして、件名目録の作成が考えられる。しかしながら、表11の結果から、件名目録が

作成されていない簿冊 61, 663 件全ての件名目録を作成することは、現実的な提案とは言えないと考えている。そこで、件名目録を作成する簿冊の範囲について提案する。

第1に、判決原本が綴られている簿冊を対象とする。表12の結果から、裁判文書の中には、裁判記録や事件簿が含まれるため、件名目録の作成対象外とすることができる。表12の「判決」を簿冊標題に含む簿冊に絞り込むことで、件名目録を作成すべき簿冊約6万から4万件程度に絞り込むことができる<sup>72</sup>。第2に、裁判に関する情報が既に明らかとなっている簿冊を対象とする。具体的には、第1章の調査対象となっている先行研究や裁判事件の情報を提供するデータベースが考えられる。また、紙媒体の大審院民事判決録等であっても、国立国会図書館でデジタル画像や目録情報のテキストデータが作成されていることがある<sup>73</sup>ので、裁判事件に係る情報を確認する手がかりとなる可能性が高い。判決原本を含む簿冊の件名目録が整備されることで、利用者は各簿冊の目録情報のみで裁判に係る情報を推測することなく、希望する裁判事件に関する情報の特定が容易になる。

## (2) 件名目録の記述

第2章の調査結果から、裁判文書に係る件名目録には、表6の行動3又は行動4に対応する裁判事件を特定するための「事件番号」「事件名」「判決年」が、「件名」や「関連事項」の項目に記述されている。しかしながら、表6の行動5又は行動6に対応することのできる、特定した判決原本の原審の情報や関連する事件記録の情報が記述されていない。そのため、裁判文書の利用を希望する利用者が、関連する原審の判決原本や事件記録を特定するためには、事件番号等で、改めて希望する裁判文書を検索し、館所蔵の有無の確認や、裁判文書の特定をする必要がある。これらの課題の軽減又は解決を狙いとして、次の対応が考えられる。

第1に、表11の調査結果を参考として、事件記録の簿冊を対象として、事件番号を確認し、記述する。第2に、判決原本の件名目録を作成する際に、原審の事件番号を確認し記述する。DAの機能やデータ項目の定義にもよるが、それぞれの関連をリンクにより紐づけることも考えられる。

## おわりに

本研究では、裁判文書の利用者が、より容易に希望する資料を特定できる検索手段について明らかにするため、当該資料の利用者の情報探索行動や、館所蔵の裁判文書に係る検索手段の提供状況を調査し、当該検索手段の課題を整理した。また、それらの調査結果を踏まえて、整理した課題の改善に向けた提案を行うことができた。

今後の研究への示唆について2点述べる。第1に、館所蔵裁判文書の利用者ガイドに係る研究が考えられる。利用者ガイドは、表2の類型7の「補助的な検索」にあたる。裁判文書の利用者ガイドは先行研究<sup>74</sup>があるものの、令和7(2025)年現在の所蔵状況と、先行研究が公表された平成24(2012)年とは状況が異なる。そのため、利用者ガイドの作成又は更新に係る研究が考えられる。第2に、電子的に作成される裁判文書の管理に係る研究である。令和7(2025)年現在、「媒体の種別」が「電子」である裁判文書の所蔵は確認できていない。今後、民事裁判手続きのデジタル化が進む中で、これまでの紙媒体による裁判文書の管理とは異なる状況が考えられる。このような電子的に作成される裁判文書を受け入れ、保存し、利用に供するため、電子的に作成される裁判文書の管理に係る研究が考えられる。

今後も、裁判文書は館に移管され続ける。本研究で明らかにした裁判文書に係る検索支援への対応は、令和7(2025)年度現在における対応案に過ぎない。裁判文書の利用者が、継続的に、より容易に希望する資料を特定できる検索手段を提供し続けるためには、利用者調査及び検索手段の提供状況の把握を、定期的に行う必要があると著者は考えている。

<sup>1</sup> 新見克彦「治罪法施行以前の刑事事件の裁判記録について：国立公文書館所蔵平成17年度法務省移管文書の構造と特徴」『北の丸』第54号、3-20頁。本文献から、刑事事件の裁判記録の一部が、国立公文書館において所蔵されていることが確認できる。

<sup>2</sup> 国立公文書館『令和6年度独立行政法人国立公文書館業務実績等報告書資料編』資料6。

<sup>3</sup> 前掲注2。資料6及び資料7を基に算出。

<sup>4</sup> 前掲注2。資料7の令和2年度から令和6年度に最高裁判所から移管された冊数を基に算出。

<sup>5</sup> 内閣府ウェブサイト「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成21年8月5日内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ）の実施について」（令和6年1月30日内閣府大臣官房長・最高裁判所事務総局秘書課長・同総務局長申合せ）、<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/shihou2.pdf>（参照、2025年10月1日）。

<sup>6</sup> 事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程第8号）の略称表記。

<sup>7</sup> e-GOV法令検索「民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）」、<https://laws.e-gov.go.jp/law/507AC0000000049>（参照、2025年10月1日）。

<sup>8</sup> 民事判決情報データベース化検討会『民事判決情報データベース化検討会報告書』令和6年7月29日、49頁。本報告書の40頁に「民事通常訴訟事件の判決原本の保存期間は50年とされている（事件記録等保存規程）。改正民事訴訟法施行後に生成される電子判決書はデータとして保存される予定である。国立公文書館における保管方法は現在検討されているところであるが、電子判決書についてはデータ形式で保管することが検討されている。」とある。

<sup>9</sup> 裁判所ウェブサイト「民事裁判手続のデジタル化」、<https://www.courts.go.jp/saiban/minjidejitaruka/index.html>（参照、2025年10月1日）。

<sup>10</sup> 梅原康嗣、村上由佳「国立大学からの民事判決原本の移管完了について：民事判決原本利用のための手引」『北の丸』第44号、154-139頁。

<sup>11</sup> 新見克彦「裁判文書の公開と利用—国立公文書館への移管と公文書管理法施行の意義—」『北の丸』第51号、61-84頁。

<sup>12</sup> 山田敏之「国の機関における公文書の保存について」『レファレンス』70巻9号（通号836）、2020、1-27頁。

<sup>13</sup> 前掲注12、16頁

<sup>14</sup> 石崎亜美「国立公文書館におけるファミリーヒストリー調査者への検索支援に関する研究：厚生労働省移管引揚者関係資料群を事例として」『北の丸』第55号、139-113頁。

<sup>15</sup> 西山直志「国立公文書館所蔵の海軍人事関係等資料の検索手段」『北の丸』第57号、132-100頁。

<sup>16</sup> Australian Society of Archivists Inc, “Keeping Archives (3rd edition)” (Australian Society of Archivists Inc, 2008), pp. 7-8. 本書は、オーストラリアにおけるアーカイブズ学の基礎的なテキストブックである。

<sup>17</sup> 前掲注14、136-134頁。

<sup>18</sup> 前掲注14、135-134頁。

<sup>19</sup> 前掲注10、147-140頁。本先行研究にあるガイドは、①裁判文書の概要、②民事判決原本の構成、③デジタルアーカイブ（目録データベース）の利用法、④最高裁判所から移管された民事判決原本（「裁判文書」との異同、⑤国際日本文化研究センター（日文研）民事判決原本データベースとの連携の構成となっている。

<sup>20</sup> 国立公文書館ウェブサイト「資料の探し方について」、<https://www.archives.go.jp/guide/howtosearch.html>（参照、2025年10月1日）。前掲注14の研究成果を活用したリサーチ・ガイド（目

的別調査方法)の1つとして、「外地からの引揚者を調べる①」が公表されている。

<sup>21</sup> 日本図書館学会編「情報探索行動」『図書館情報学用語辞典』、第5版。本文献によると、情報探索行動について、「情報源や検索ツールの確認や選択、検索操作、図書館員とのコミュニケーションなど、人が情報を探す際にとる具体的な行動。」と説明する。

<sup>22</sup> 青山善充「民事判決原本をいかに保存すべきか：国立司法公文書館の提言」『図説判決原本の遺産』信山社、1998、92-97頁。

<sup>23</sup> 石井紫郎、新田一郎「対談明治前期民事判決原本データベース化の現場から」『明治前期の法と裁判』49-87頁。

<sup>24</sup> 前掲注11、75頁。

<sup>25</sup> 国立情報学研究所ウェブサイト「CiNii Research」、<https://cir.nii.ac.jp/>(参照、2025年10月1日)

<sup>26</sup> 文献調査対象のスクリーニング作業として、国際日本文化研究センター提供の「民事判決原本」データベースの構築に係る研究、日本国外で保存されている民事判決原本に関する研究、書評は対象外とした。

<sup>27</sup> 木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究(大正12年9・10・11月分)：判決原本の分析と検討」『立命館法學』415号、2024、309-321頁。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究：判決原本の分析と検討(大正12年8月分)」『立命館法學』414号、2024、222-232頁。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究・20：判決原本の分析と検討(大正12年7月分)」『立命館法學』409号、2023年、698-725頁。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究・19：判決原本の分析と検討(大正12年6月分)」『立命館法學』404号、2023年、566-594頁。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究・18：判決原本の分析と検討(大正12年5月分)」『立命館法學』403号、2022年、657-697頁。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究・17：判決原本の分析と検討(大正12年4月分)」『立命館法學』401号、2022、498-526頁。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究・16：判決原本の分析と検討(大正12年3月分)」『立命館法學』396号、2021、416-447頁。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究・15：判決原本の分析と検討(大正12年1・2月分)」『立命館法學』391号、2020、397-430頁。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究・14：判決原本の分析と検討(大正11年11・12月分)」『立命館法學』390号、2020、366-411頁。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究・13：判決原本の分析と検討(大正11年8・9・10月分)」『立命館法學』379号、2018、296-352頁。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究・12：判決原本の分析と検討(大正11年6・7月分)」『立命館法學』377号、2018、397-439頁。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究・11：判決原本の分析と検討(大正11年3・4月分)」『立命館法學』371号、2017、297-336頁。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究・10：判決原本の分析と検討(大正11年1・2月分)」『立命館法學』367号、2016、952-982頁。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究(9)：判決原本の分析と検討(昭和10年4月分)」『立命館法學』351号、2014、252-309頁。木村和成「受命判事の視点からみた大審院判決」2014-2017、日本学術振興会(JSPS)(科学研究費助成事業)。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究(8)：判決原本の分析と検討(大正11年5月分)」『立命館法學』349号、2013、445-472頁。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究(7)：判決原本の分析と検討(大正10年10月分)」『立命館法學』348号、2013、318-359頁。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究・6：判決原本の分析と検討(昭和8年7月分)」『立命館法學』347号、2013、505-592頁。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究・5：判決原本の分析と検討(昭和6年5月分)」『立命館法學』343号、2012、685-756頁。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究・4：判決原本の分析と検討(昭和5年9月分)」『立命館法學』341号、2012、637-694頁。木村和成「大審院(民事部)における判決形成過程の研究」2011-2013、日本学術振興会(JSPS)(科学研究費助成事業)。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究・3：判決原本の分析と検討(昭和3年3月分)」『立命館法學』338号、2011、460-499頁。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究・2：判決原本の分析と検討(昭和3年8月分)」『立命館法學』337号、2011、528-558頁。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究(1)：判決原本の分析と検討(序・大正14年11月分)」『立命館法學』335号、2011、511-556頁。

<sup>28</sup> 木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究(7)：判決原本の分析と検討(大正10年10月分)」『立命館法學』348号、2013、318-359頁。

- <sup>29</sup> 木村和成「大審院（民事）判決の基礎的研究（9）：判決原本の分析と検討（昭和10年4月分）」『立命館法学』351号、2014、252-309頁。
- <sup>30</sup> 審理中の裁判の一つ前の段階の裁判のこと。上告審では控訴審の裁判のこと。
- <sup>31</sup> 三阪佳弘「第10章 明治前期民事判決原本・刑事裁判記録に現れた「代人」の活動」『民主主義の深化と真偽一思想・実践・法』文理閣、2024、125-136頁。三阪佳弘「明治前期民事判決原本における代人の活動事例：京滋阪地域の事例」『阪大法学』71(5)号、2022、313-355頁。三阪佳弘「明治前期民事判決原本にあらわれた代人：1877-90年の京滋阪地域の代人の事例」『阪大法学』63(3-4)号、2013、159-191頁。なお、これらの文献では、訴訟代理を行う者を「代人」と呼び、当該者の代言人（弁護士の前身）資格の有無等の分析がなされている。
- <sup>32</sup> 三阪佳弘「明治前期民事判決原本にあらわれた代人：1877-90年の京滋阪地域の代人の事例」『阪大法学』63(3-4)号、2013、160頁。本文献に「明治前期民事判決原本データベース [略] を用いて量的な分析を試みた。」の記載を確認できる。
- <sup>33</sup> 三阪佳弘「明治前期日本における紛争解決をめぐる国家と社会の相克：Infra-Justiceの視点から」2023-2027、日本学術振興会（JSPS）（科学研究費助成事業）。
- <sup>34</sup> KAKEN ウェブサイト「明治前期日本における紛争解決をめぐる国家と社会の相克：Infra-Justiceの視点から」、<https://kaken.nii.ac.jp/grant/KAKENHI-PROJECT-23K01053>（参照、2025年10月1日）。
- <sup>35</sup> 岡崎まゆみ「アイヌ社会における近代法の伝播・展開過程の解明」2021-2024、日本学術振興会（JSPS）（科学研究費助成事業）。
- <sup>36</sup> KAKEN ウェブサイト「2023年度 実施状況報告書、アイヌ社会における近代法の伝播・展開過程の解明」、<https://kaken.nii.ac.jp/report/KAKENHI-PROJECT-21K01106/21K011062023hokoku/>（参照、2025年10月1日）。
- <sup>37</sup> 村上一博「明治期の大審院民事判決原本にみる芸娼妓関係判決（2）」『法律論叢』90巻、4-5号、2018、305-345頁。村上一博「明治期の大審院民事判決原本にみる芸娼妓関係判決（1）」『法律論叢』90巻、2-3号、2017、411-440頁。
- <sup>38</sup> 前掲注37の后者の文献、411頁。
- <sup>39</sup> 石田眞「「雇用によらない働き方」の歴史的位置と労務供給契約に対する労働法的規制の課題」2020-2024、日本学術振興会（JSPS）（科学研究費助成事業）。
- <sup>40</sup> KAKEN ウェブサイト「科学研究費助成事業研究成果報告書、「雇用によらない働き方」の歴史的位置と労務供給契約に対する労働法的規制の課題」、<https://kaken.nii.ac.jp/ja/file/KAKENHI-PROJECT-20K01338/20K01338seika.pdf>（参照、2025年10月1日）。
- <sup>41</sup> 宇野文重「家長的権力の濫用と「家」概念の裁判史：親権・戸主権濫用判決の横断的研究を通して」2020-2025、日本学術振興会（JSPS）（科学研究費助成事業）。
- <sup>42</sup> KAKEN ウェブサイト「2021年度実施状況報告書、家長的権力の濫用と「家」概念の裁判史：親権・戸主権濫用判決の横断的研究を通して」、<https://kaken.nii.ac.jp/ja/report/KAKENHI-PROJECT-20K01265/20K012652021hokoku/>（参照、2025年10月1日）。
- <sup>43</sup> KAKEN ウェブサイト「2023年度実施状況報告書、家長的権力の濫用と「家」概念の裁判史：親権・戸主権濫用判決の横断的研究を通して」、<https://kaken.nii.ac.jp/ja/report/KAKENHI-PROJECT-20K01265/20K012652023hokoku/>（参照、2025年10月1日）。
- <sup>44</sup> 宇野文重「「世帯」の家族法史：20世紀日本の家族法判例と家族法学の史的展開」2017-2023、日本学術振興会（JSPS）（科学研究費助成事業）。
- <sup>45</sup> KAKEN ウェブサイト「科学研究費助成事業研究成果報告書、「世帯」の家族法史：20世紀日本の家族法判例と家族法学の史的展開」、<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-17K03338/>（参照、2025年10月1日）。
- <sup>46</sup> 宇野文重「明治10年代の小学校教員の雇用契約と「むら」」『尚絅大学研究紀要』人文・社会科学編46号、2014、133-151頁。宇野文重「近代日本における「雇用契約」および雇用法理論の法史学研究」2012-2016、日本学術振興会（JSPS）（科学研究費助成事業）。
- <sup>47</sup> KAKEN ウェブサイト「科学研究費助成事業研究成果報告書、「近代日本における「雇用契約」および雇用法理論の法史学研究」、<https://kaken.nii.ac.jp/ja/file/KAKENHI-PROJECT->

24730010/24730010seika.pdf(参照、2025年10月1日)。

<sup>48</sup> 宇野文重「明治10年代の小学校教員の雇用契約と「むら」」『尚絅大学研究紀要』人文・社会科学編46号、2014、136-137頁。

<sup>49</sup> 国立国会図書館議会官庁資料室「日本-判例等リンク集」『リサーチ・ナビ』[https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/politics/hanrei\\_link](https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/politics/hanrei_link)(参照、2025年10月1日)。

<sup>50</sup> 裁判所ウェブサイト「裁判例検索」[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/search1](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1)(参照、2025年10月1日)。

<sup>51</sup> 裁判所ウェブサイト「判例検索システムの使い方」[https://www.courts.go.jp/app/picture/hanrei\\_search\\_help.html](https://www.courts.go.jp/app/picture/hanrei_search_help.html)(参照、2025年10月1日)。

<sup>52</sup> 前掲注50。「本システムは、裁判所の裁判例情報を検索するシステムですが、すべての判決等が本システムに掲載されているものではありません。」の記載が確認できる。

<sup>53</sup> 国立国会図書館議会官庁資料室「日本-大審院・最高裁判所判例集」『リサーチ・ナビ』[https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/politics/Japan\\_hanrei\\_sup](https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/politics/Japan_hanrei_sup)(参照、2025年10月1日)。

<sup>54</sup> 裁判所ウェブサイト「各判例について」[https://www.courts.go.jp/app/picture/hanrei\\_help.html](https://www.courts.go.jp/app/picture/hanrei_help.html)(参照、2025年10月1日)。

<sup>55</sup> 国際日本文化研究センターウェブサイト「民事判決原本」<https://www.nichibun.ac.jp/ja/db/category/minji/>(参照、2025年10月1日)。本ウェブサイトに「明治元年から明治23年までの民事判決原本の全文を画像化。件数549,101件(平成20年3月更新)」「要利用申請」の記載が確認できる。新田一郎、高久俊子「民事判決原本データベース構築の歩み(司法資料の保存と利用)」『アーカイブズ』第29号、2007、21-29頁。石井紫郎、新田一郎「対談 明治前期民事判決原本データベース化の現場から:多様性の中での分類・検索システム」『明治前期の法と裁判』49-87頁。

<sup>56</sup> 国立公文書館ウェブサイト「特定歴史公文書等の目録に関する基本的な考え方(令和2年2月17日館長決定)」、<https://www.archives.go.jp/information/pdf/mokuroku.pdf>(参照、2025年10月1日)。

<sup>57</sup> 国立公文書館「国立公文書館EAD定義」第1.10版、7頁、[https://www.digital.archives.go.jp/support/pdf/naj\\_ead110.pdf](https://www.digital.archives.go.jp/support/pdf/naj_ead110.pdf)(参照、2025年10月1日)。本定義の「1.1.目的」の中で、「その目録情報のデジタル化にあたって、国立公文書館は「国立公文書館EAD定義」を作成した。」との記載が確認できる。

<sup>58</sup> 前掲注57。本定義の図1を転載。

<sup>59</sup> 前掲注56。本基本的考え方の方針1に、「特定歴史公文書等の目録は、適切な単位により作成し、系統だった秩序で構成するものとする。目録は、特定歴史公文書等が行政文書等として保存されていた時期との連続性や、アーカイブズにおける「出所原則」、「原秩序尊重の原則」及び国際標準等における考え方を踏まえ、利用者の利便性に鑑み、特定歴史公文書等を移管元機関等や部局、種別等の適切なまとまり(以下「資料群」という。)により体系的に構成するものとする。また、資料群は、複数のまとまりを、相互に階層的又は並列的に示すことにより、特定歴史公文書等の全体像及び複数の資料群の関係性を表すものとする。」とある。

<sup>60</sup> 前掲注5。

<sup>61</sup> 国立公文書館デジタルアーカイブ「1-3.階層検索について」、[https://www.digital.archives.go.jp/howto/helpKbun\\_01\\_03.html](https://www.digital.archives.go.jp/howto/helpKbun_01_03.html)(参照、2025年10月1日)。本ウェブサイトの1-3-1に階層表示に関する説明がある。

<sup>62</sup> 国立公文書館デジタルアーカイブ「資料群詳細、裁判文書(司法部より移管)」、<https://www.digital.archives.go.jp/fonds/3609949.html>(参照、2025年10月1日)。

<sup>63</sup> 国立公文書館デジタルアーカイブ「資料群詳細、民事判決原本(国立大学より移管)」、<https://www.digital.archives.go.jp/fonds/3609855.html>(参照、2025年10月1日)。

<sup>64</sup> 後述の第2章第4節に、1つの裁判事件に対して、1件又は複数件数の簿冊で構成される「事件記録」の所蔵が確認できる。

<sup>65</sup> 前掲注56、2頁。

<sup>66</sup> 前掲注5。

<sup>67</sup> 事前調査をしたところ、キーワード「事件書類」「帳」を簿冊標題に含む簿冊は僅かだったため、本

調査から除外した。

<sup>68</sup> 国立公文書館デジタルアーカイブ「(請求番号) 令1裁判00328100」、<https://www.digital.archives.go.jp/file/4697345.html> (参照、2025年10月1日)。

<sup>69</sup> 資料群「裁判文書(司法府より移管)」編成される簿冊全体で、「事件簿」を簿冊標題に含む簿冊は5,532件、「簿」を簿冊標題に含む簿冊は5,711件であった。

<sup>70</sup> 例えば、図2のとおり、資料群「民事判決原本(国立大学から移管) > 各高等裁判所」の下位には、その所管区域に含まれる「高等裁判所」と「各地方裁判所」をタイトルとした資料群が編成されることに対して、資料群「裁判文書(司法府より移管) > 各高等裁判所」は、その下位に資料群が設定されていないことが、異なる点として挙げられる。

<sup>71</sup> 裁判所ウェブサイト「裁判所の管轄区域」、<https://www.courts.go.jp/about/sosiki/kankatu/index.html> (参照、2025年10月1日)。

<sup>72</sup> 正確には、表12の「判決」を含む簿冊件数の合計41,290。そこから、表11の件名作成済みの簿冊件数の合計108を差し引いた41,182件。

<sup>73</sup> 前掲注53。

<sup>74</sup> 前掲注10。

(上席公文書専門官)